# 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 概要

平成25年11月

三重県

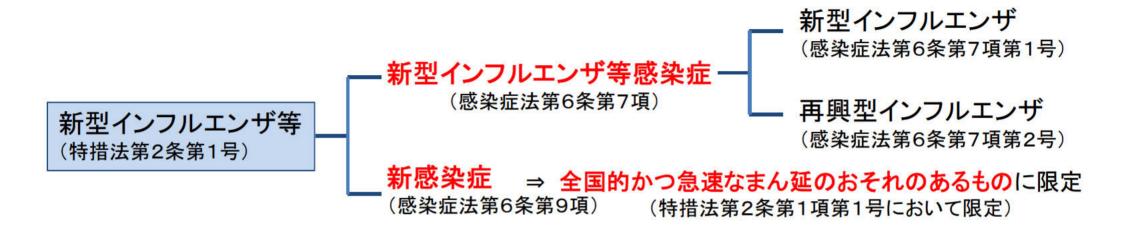
#### 県行動計画の位置付け

★ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第7条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき作成する。

★ 三重県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な 推進に関する事項、県が実施する措置等を示す。

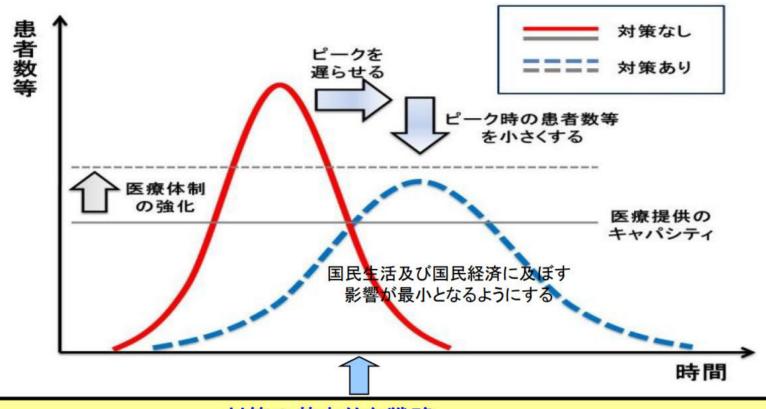
★ 市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定める。

### 対象となる感染症(新型インフルエンザ等感染症及び新感染症)



- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いとされている。
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象とされている。
- ※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、上記のとおり。

### 新型インフルエンザ等対策の基本的な戦略



#### 対策の基本的な戦略

#### (1)感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシ ティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2)国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する新型インフルエンザが発生した場合は、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされる可能性がある。

#### 過去の新感染症の例より推計

過去に世界で大流行した新型インフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約1,300万人~約2,500万人と推計される。致死率は、アジアインフルエンザ等並の0.53%を中等度、スペインインフルエンザ並の2.0%を重度と想定して、国において試算された数字をもとに、人口按分により三重県内での患者発生状況を推計すると以下のとおりとなる。

※推計には、インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

		三重県	全国		
医療機関を受診	約	19万1千人	約	1,300万人	
する患者数	?	36万8千人	~	2,500万人	
入院患者数	約	7,800人	約	53万人	
八帆忠有奴	?	2万9千人	~	200万人	
死亡者数	約	2,500人	約	17万人	
九二日奴	~	9,400人	~	64万人	

#### 県民生活及び県民経済への影響

従業員本人の罹患や家族の罹患に伴う介護等により、従業員の最大約40%程度が欠勤することが予想され、 事業の縮小、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する恐れがある。

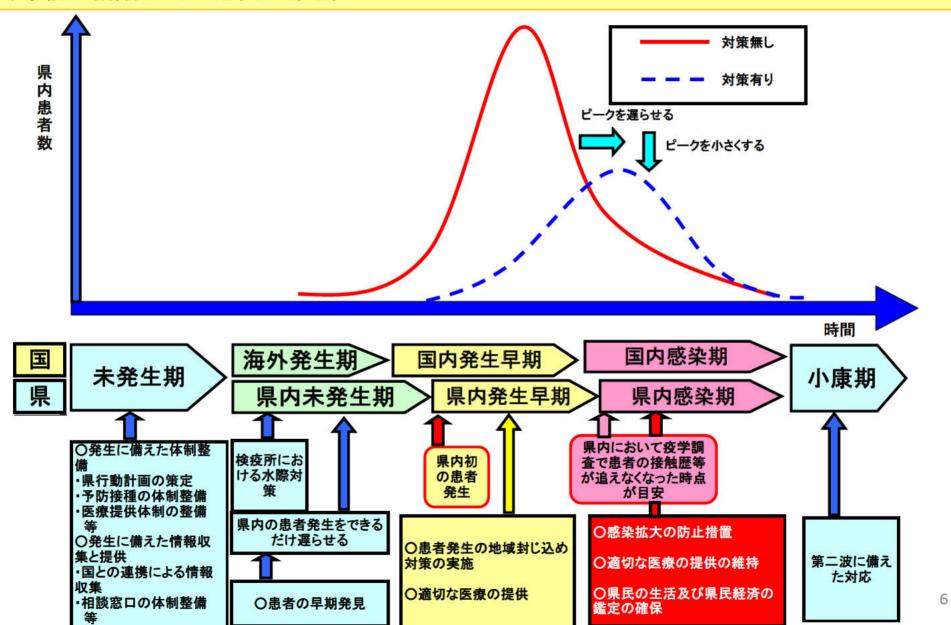
また、県民の生活においては、活動の制限により社会活動が縮小するほか、食料品、生活必需品等の生活物資が不足する恐れがある。

### 県行動計画における発生段階

国の発生段階	状	県の発生段階	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生している	未発生期	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生		
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調	県内で新型インフルエンザ等が発生し ていない状態	県内未発生期
	査で追える状態 国内のいずれかの都道府県で新型イ	県内で新型インフルエンザ等が発生 しているが、全ての患者の接触歴を 疫学調査で追える状態	県内発生早期
	ンフルエンザ等の患者の接触歴を疫 学調査で追えなくなった状態	県内で新型インフルエンザ等が発生 しているが、全ての患者の接触歴を 疫学調査で追えない状態	県内感染期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でと	小康期	

#### 県行動計画の各段階における対策のポイント

対策は、流行の状況に応じて異なり、各発生段階の移行は非常に早く進行する可能性が高いことから、市町等関係機関と共通認識を深め、関係機関が各発生段階において実施する対応策について、事前に協議しておく必要がある。



## 県行動計画の各段階における対策の目的

発生段階		対策の目的		
未発生期	未発生期	〇発生に備えて体制整備を行う。		
	県内未発生期 (※)	〇国との水際対策の連携により、新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県内の発生の遅延と早期発見に努める。 〇県内発生に備えて体制整備を行う。		
	県内発生早期 (※※)	〇県内における感染拡大をできる限り抑える。 〇患者に適切な医療を提供する。 〇感染拡大に備えた体制の整備を行う。		
発生期	県内感染期	<ul><li>○医療提供体制を維持する。</li><li>○健康被害を最小限に抑える。</li><li>○県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。</li></ul>		
	小康期	〇県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。		

<sup>(※)</sup> 国の発生段階では、海外発生期~国内発生早期~国内感染期のいずれの場合もあり得る。

<sup>(※※)</sup>国の発生段階では、国内発生早期~国内感染期のいずれの場合もあり得る。

## 県行動計画の各段階における対応

#### 発生段階毎に主要6項目毎に対応を記載

#### 【発生段階】 発生段階毎に基本的対応を実施

未発生期

県内未発生期※

県内発生早期※※

県内感染期

小康期

- (※)国の発生段階では、海外発生期~国内発生 早期~国内感染期のいずれの場合もあり得る。
- (※※)国の発生段階では、国内発生早期~国内 感染期のいずれの場合もあり得る。

#### 【対策の主要6項目】

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- 5 医療
- ⑥ 県民生活及び県民経済の安定の 確保

基本的対応

## 県行動計画の各段階における対策(主要6項目)(①~③)

段発階生	未発生期	県内未	発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
考対え策方の	・発生に備えての体制整備・発生に備えた情報収集と提供	【海外で発生している場合】 ・国内発生を出来る限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	【国内の他の都道府県で 発生している場合】 ・県内発生を出来る限り遅らせる ・県内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための 感染対策を実施 ・感染拡大に備えての体制整備	変更	・第二波に備えた第一波 への対策の評価 ・医療体制及び社会・経 済活動の回復
①実施体制	・国、県、市町間の連携強化 ※疑いの段階で必要に応じて県 新型インフルエンザ等連絡会議 を開催		・地方対策部の設置	★国が必要に応じて緊急事態	宣言(市町対策本部の設置)	・県対策本部 国の基本的対処方 針の変更に伴い県の 対策の見直し・縮小 県対策本部の廃止 ・地方対策部の廃止
②サーベイランス	・国との連携による情報収集 ・通常の季節性インフルエンザのサーベイランス(72カ所の定点医療機関) ・症候群サーベイランス(学校欠席者・保育所欠席者)	・新型インフルエンザ等患者の 全数把握(検査体制の構築) ・学校等でのインフルエンザの 集団発生状況の把握 ・通常のサーベイランス継続	・新型インフルエンザ等患者の全 数把握	・新型インフルエンザ等患者の 全数把握の強化 ・学校等でのインフルエンザの 集団発生状況の把握の強化	・全数把握の中止 (集団発生の把握に変更) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 た に な の ・ 、 の に を の の に の の の の の の の の の の の の の	・引き続き学校等に おける集団発生状況 の把握
	·····································	症候群サーベイランス継続				•
③情報提供・共	体制整備 ・継続的な情報提供	<ul><li>・コールセンターの設置</li><li>・帰国者・接触者相談センターの設置</li><li>・県ホームページ等での情報の</li></ul>	・コールセンターの充実・強化	<b>———</b>	・コールセンターの継続 ・帰国者・接触者相談センター の中止	・コールセンターの縮小・情報提供の見直し
有	(マスクの着用、咳エチケット等)	<b>提</b> 不				

### 県行動計画の各段階における対策(主要6項目)(④~⑥)

段発階生	未発生期	県内未	発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
考対 え策 方の	・発生に備えての体制整備 ・発生に備えた情報収集と提供	【海外で発生している場合】 ・国内発生を出来る限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	【国内の他の都道府県で 発生している場合】 ・県内発生を出来る限り遅らせる ・県内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための 感染対策を実施 ・感染拡大に備えての体制整備	変更	・第二波に備えた第一波 への対策の評価 ・医療体制及び社会・経 済活動の回復
・ (4) ま る び 延	・個人における対策の普及 (マスクの着用、咳エチケット 等) ・特定接種の体制整備	・検疫所が行う水際対策への 協力(健康監視、防疫措置等) ・特定接種の準備・開始	・県民等に対するマスクの着用、 咳エチケット等の勧奨			•
延防 此	(国、県、市町) ・住民接種の体制整備 (市町)	(国、県、市町) ・住民接種の準備 (市町)	・住民接種の準備・開始 (市町)	★不要不急の外出の自粛要語	<b>▶</b> 「、学校等の施設の使用制限	・第二波に備えた住民 に対する予防接種の 継続
⑤医療	・帰国者・接触者外来の整備 ・地域医療体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国、県) ・検査体制の整備(県等)	・帰国者・接触者外来の設置 ・県内発生に備えた医療体制 の整備 ・検査体制の確立(県等)	・帰国者・接触者外来における医療の提供 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 ・検査の実施(県等)		・一般医療機関における診療の開始 ・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用の検討 応じて臨時の医療施設の設置	・抗インフルエンザ ウイルス薬の備蓄・ 補充(国、県)
経済の安定の確保	・指定地方公共機関等の指定 及び業務計画等の策定 ・要援護者への生活支援の体制 整備(市町) ・火葬能力の把握 (県、市町)	<ul> <li>・指定地方公共機関等の事業 継続に向けた準備の要請</li> <li>・職場における感染対策の準備 (県、市町)</li> <li>・臨時的遺体安置施設の確保の 準備(市町)</li> </ul>	・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め、売り 惜しみが生じないよう要請		★物資売り渡しの要請  ★埋火葬の特例等 物資の価格の安定 の実施のために必要な措置を  ★新型インフルエンザ等緊急	

#### 県行動計画の各段階における対策(主要6項目)

段発階生	未発生期	県内未:	発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
考対 え策 方の	<ul><li>・発生に備えての体制整備</li><li>・発生に備えた情報収集と提供</li></ul>	【海外で発生している場合】 ・国内発生を出来る限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	【国内の他の部道府県で 発生している場合】 ・県内発生を出来る限り遅らせる ・県内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための 感染対策を実施 ・感染拡大に備えての体制整備	変更	<ul><li>・第二波に備えた第一波への対策の評価</li><li>・医療体制及び社会・経済活動の回復</li></ul>
①実施体制	・国、県、市町間の連携強化 ※疑いの段階で必要に応じて県 新型インフルエンザ等連絡会議 を開催	<ul> <li>・県対策本部の設置 国の基本的対処方針に基づき、県の対策を決定 対策の総合的な推進 情報交換、連絡調整</li> <li>・地方対策部の設置を検討</li> </ul>	・地方対策部の設置	★国が必要に応じて緊急事態	宣言(市町対策本部の設置)	・県対策本部 国の基本的対処方 針の変更に伴い県の 対策の見直し・縮小 県対策本部の廃止 ・地方対策部の廃止
②サーベイランス・情報収集	・国との連携による情報収集 ・通常の季節性インフルエンザのサーベイランス(72カ所の定点医療機関) ・症候群サーベイランス(学校欠席者・保育所欠席者)	・新型インフルエンザ等患者の 全数把握(検査体制の構築) ・学校等でのインフルエンザ の 集団発生状況の把握 ・通常のサーベイランス継続 症候群サーベイランス継続	・新型インフルエンザ等患者の全 数把握	・新型インフルエンザ等患者の 全数把握の強化 ・学校等でのインフルエンザの 集団発生状況の把握の強化	・全数把握の中止 (集団発生の把握に変更) ・ ・ ・ ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・引き続き学校等に おける集団発生状況 の把握
③情報提供・共有	・コールセンターの体制整備 ・帰国者・接触者相談センターの 体制整備 ・継続的な情報提供 (マスクの着用、咳エチケット等)	<ul><li>・コールセンターの設置</li><li>・帰国者・接触者相談センターの設置</li><li>・県ホームページ等での情報の提示</li></ul>	・コールセンターの充実・強化	<b>———</b>	・コールセンターの継続 ・帰国者・接触者相談センター の中止	・コールセンターの縮小・情報提供の見直し
<u>.</u>	・個人における対策の普及 (マスクの着用、咳エチケット 等)	・検疫所が行う水際対策への 協力(健康監視、防疫措置等)	・県民等に対するマスクの着用、 咳エチケット等の勧奨			
・まん延防止	・特定接種の体制整備 (国、県、市町) ・住民接種の体制整備 (市町)	・特定接種の準備・開始 (国、県、市町) ・住民接種の準備 (市町)	・住民接種の準備・開始 (市町)	★不要不急の外出の自粛要語	<b>素、学校等の施設の使用制限</b>	・第二波に備えた住民 に対する予防接種の 継続
⑤ 医療	・帰国者・接触者外来の整備 ・地域医療体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の 備蓄(国、県) ・検査体制の整備(県等)	<ul><li>・帰国者・接触者外来の設置</li><li>・県内発生に備えた医療体制の整備</li><li>・検査体制の確立(県等)</li></ul>	・帰国者・接触者外来における医・療の提供 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 ・検査の実施(県等)	・状況に応じた一般医療機関 における診療体制の準備 ★医療の確保 ~ 必要に	・一般医療機関における診療の 開始 ・備蓄している抗インフルエンザ ウイルス薬の使用の検討 応じて臨時の医療施設の設置	・抗インフルエンザ ウイルス薬の備蓄・ 補充(国、県)
経済の安定の確保 ・県民生活・県民	<ul> <li>・指定地方公共機関等の指定及び業務計画等の策定</li> <li>・要援護者への生活支援の体制整備(市町)</li> <li>・火葬能力の把握(県、市町)</li> </ul>	<ul> <li>・指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備の要請</li> <li>・職場における感染対策の準備(県、市町)</li> <li>・臨時的遺体安置施設の確保の準備(市町)</li> </ul>	・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め、売り 惜しみが生じないよう要請	★緊急物資の運送、生活関連 ★指定(地方)公共機関は業務	★物資売り渡しの要請  ★埋火葬の特例等  物資の価格の安定 の実施のために必要な措置を  ★新型インフルエンザ等緊急	

<sup>★</sup>印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時において必要に応じて実施する措置